

若狭湾国定公園（京都府地域）公園区域及び公園計画の変更等について

1. 変更の理由

若狭湾国定公園は昭和30年に指定され、福井県敦賀半島から京都府丹後半島に至までの若狭湾を中心とする海岸の公園である。

若狭湾は半島と湾入を繰り返す複雑な海岸線を持つリアス式海岸で、半島突端の海蝕崖、白砂青松の砂浜、天橋立等の風景が見所である。

平成2年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し(再検討)を行い、平成12年に第1回点検を実施している。

由良川以西から丹後半島に至る区域を丹後天橋立大江山国定公園(仮称)として指定することから本公園の区域から削除し、また、本公園を取り巻く社会情勢の変化をふまえた適切な公園管理を行うため、公園区域及び公園計画の見直しを行うものである。



琴引浜



丹後松島

2. 変更案の概要

(1) 公園区域の変更(別添図1参照)

(ア) 拡張

海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となる海岸の後背地の保護を図るために必要な区域を拡張する。

海岸景観の良好な展望地となる区域を拡張する。

空山・三浜: 舞鶴市大字小橋、大字野原及び大字三浜の各一部(243ha)

瀬崎: 舞鶴市大字瀬崎の一部(63ha)

田井・野原: 舞鶴市大字田井、大字成生及び大字野原の各一部(349ha)

小橋: 舞鶴市大字小橋、大字野原及び大字三浜の各一部(558ha)

空山: 舞鶴市大字小橋及び大字三浜の各一部(35ha)

三浜峠: 舞鶴市大字三浜の一部(71ha)

瀬崎: 舞鶴市大字瀬崎の一部(235ha)

神崎: 舞鶴市大字西神崎及び大字東神崎の各一部(105ha)

(イ) 削除

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の公園区域として指定する区域を削除する。

(2) 保護規制計画の変更(別添 図2参照)

ア 特別保護地区

特別地域内で特に厳重に景観の維持を図る必要性のある地区。

(ア) 拡張

展望の対象となっていると共に、オオミズナギドリの繁殖地であり、また京都府内において希少となっている動植物が生息・生育する環境を有しており、厳正にその保護を図る必要性が高い冠島及び沓島をそれぞれ第1種特別地域から特別保護地区へ変更する。

冠島: 舞鶴市西大浦の全部(39ha)

沓島: 舞鶴市西大浦の全部(7ha)



写真: 冠島とオオミズナギドリ(左)



写真: 沓島(右)

イ 第1種特別地域

(ア) 削除

特別保護地区へ変更する冠島及び沓島を削除する。

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)として指定する区域を削除する。

ウ 第2種特別地域

良好な風致を維持する必要性が高い地域であって、特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域。

(ア) 拡張

拡張される区域のうち、比較的良好な森林を有し、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成した森林景観を形成している区域であることから風致景観の維持を図るとともに、利用環境の保全を図るため第2種特別地域とする。

空山・三浜: 舞鶴市大字小橋、大字野原及び大字三浜の各一部(243ha)

瀬崎: 舞鶴市大字瀬崎の一部(63ha)

(イ) 削除

火力発電所の建設に伴い公園区域が不明確になり公園管理に支障をきたしていることから、公園区域の明確化を図るため必要最小限の区域を削除する。

千歳: 舞鶴市大字千歳の一部(27ha)

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)として指定する区域を削除する。

エ 第3種特別地域

良好な風致の維持を図りつつ、通常の農林漁業活動については風致の維持に影響を及ぼす恐れが少ない地域。

(ア) 拡張

拡張される区域のうち、現在公園区域となっている海岸部と一体的な風景を構成し展望の対象となっている区域の風致景観の保護を図るため第3種特別地域に指定する。

田井・野原：舞鶴市大字田井、大字成生及び大字野原の各一部(349ha)

小橋：舞鶴市大字小橋、大字野原及び大字三浜の各一部(558ha)

空山：舞鶴市大字小橋及び大字三浜の各一部(35ha)

三浜峠：舞鶴市大字三浜の一部(71ha)

瀬崎：舞鶴市大字瀬崎の一部(235ha)

神崎：舞鶴市大字西神崎及び大字東神崎の各一部(105ha)



写真：野原水泳場から見た空山

(イ) 削除

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)として指定する区域を削除する。

(3) 利用施設計画の変更(別添図3参照)

ア 集団施設地区

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の集団施設地区として計画するため削除する。

・天橋立集団施設地区：宮津市字文珠及び杉末の各一部(27.2ha)

イ 単独施設

(ア) 追加

自然探勝及び展望利用のための園地を追加する。

成生園地：舞鶴市(成生)



写真：成生園地での観察会の様子

海岸部の風景を展望する場所として良好であることから、公園利用の拠点とする。

空山園地：舞鶴市(空山)



写真：空山園地（追加）と園地からの展望の様子

(イ)削除

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の利用施設計画へ振り替えるため削除する。

ウ 道路

(ア)車道

)追加

若狭湾を展望するための利用地点を結ぶ道路を追加する。

・車道：空山探勝線

)削除

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の利用施設計画へ振り替えるため削除する。

)変更

海岸部の景観を探勝するための車道として、公園区域を拡張する区間についても路線を延長し利用の推進を図るとともに、道幅が狭く通行の支障となっている路線を変更し、安全かつ快適な利用を推進する。

・車道：舞鶴半島海岸線道路



写真：舞鶴半島海岸線道路

(路線延長箇所の様子)

(イ)自転車道

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の利用施設計画へ振り替えるため削除する。

(ウ)歩道

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の利用施設計画へ振り替えるため削除する。

エ 運輸施設

(ア)削除

公園利用のための必要性が低く、また将来的にも整備の可能性が低い計画を削除する。

亀島冠島線船舶運送施設

舞鶴宮津線船舶運送施設

宮津亀島線船舶運送施設

伊根湾めぐり

冠島係留施設(舞鶴市)

丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の利用施設計画へ振り替えるため削除する。

宮津一の宮線船舶運送施設

図1 公園区域変更図

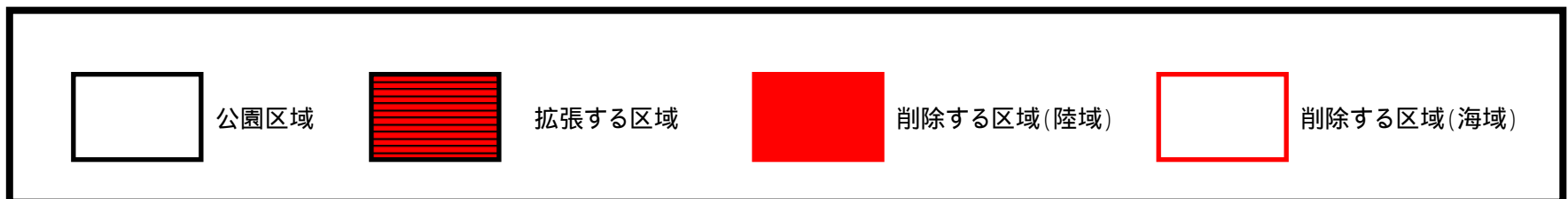
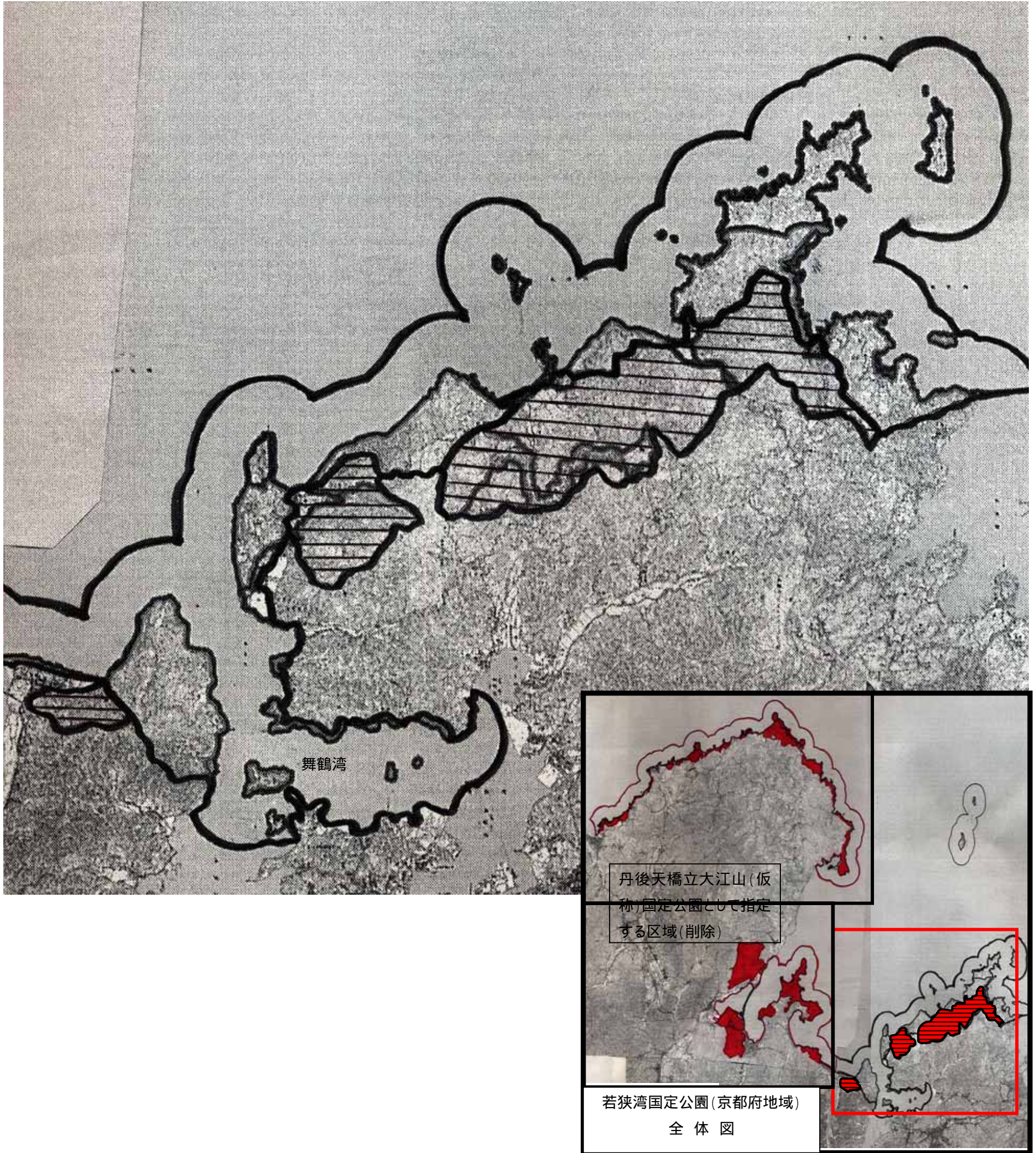
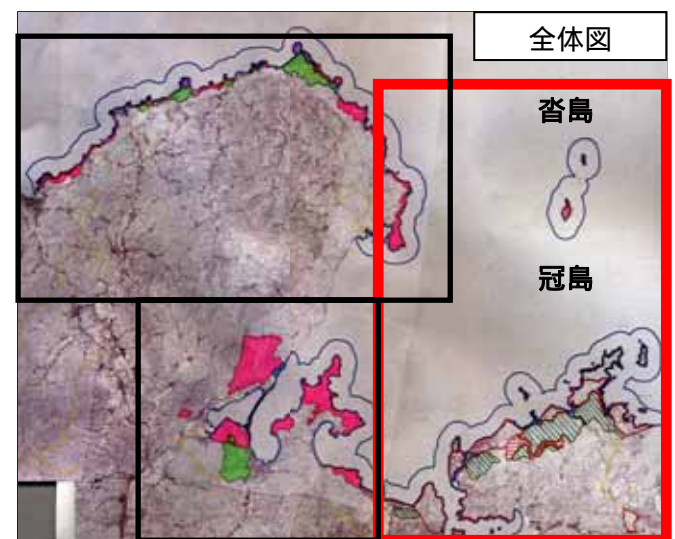
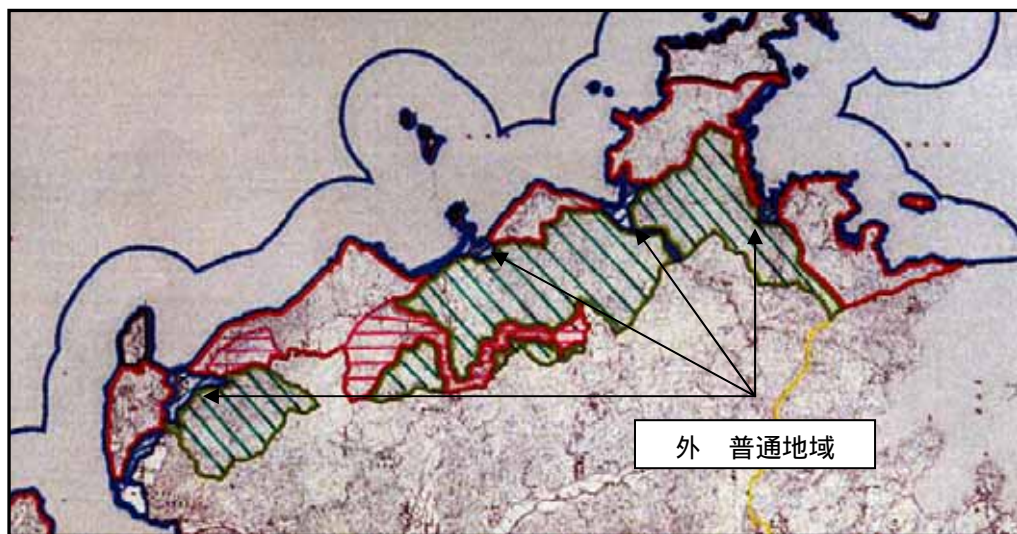
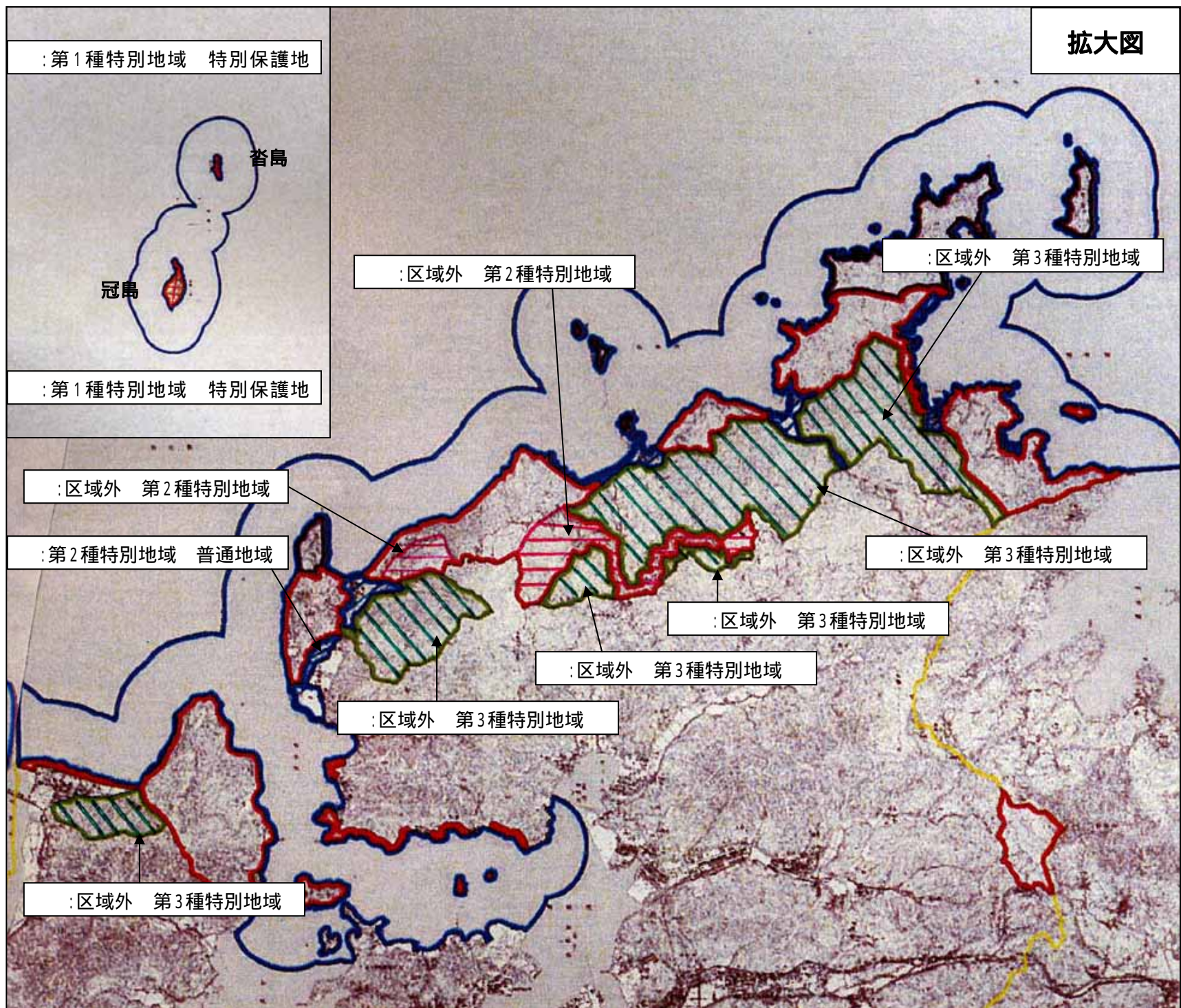


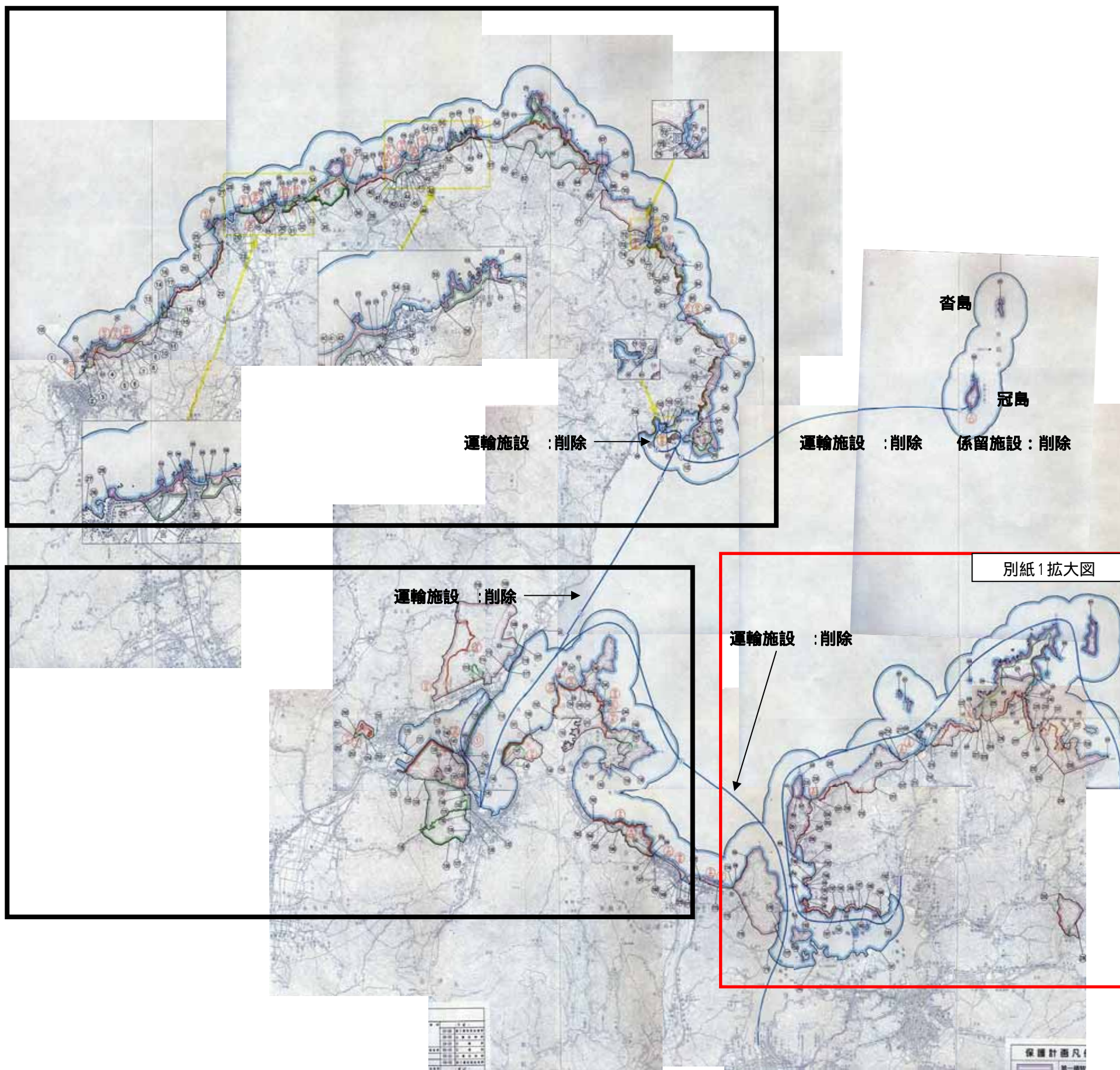
図2 保護規制計画変更図



若狭湾国定公園変更区域
 丹後天橋立大江山国定公園(仮称)に変更する区域

既存の区域		拡張する区域		削除する区域	
	第1種特別地域		特別保護地区		第1種特別地域
	第2種特別地域		第2種特別地域		第2種特別地域
	第3種特別地域		第3種特別地域		第3種特別地域
	普通地域		普通地域		普通地域

図3 利用施設計画変更図



丹後天橋立大江山国定公園(仮称)の公園計画に振り替える範囲

	集団施設地区		水泳場		車道		船舶運送施設
	園地		スキー場		自転車道		係留施設
	宿舎		船遊場		歩道		
	野営場		駐車場				

別紙 利用施設計画変更図（拡大図）

